



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 57/2015年7月号

発行日：2015年7月21日

梅雨が明けた途端、あっという間に真夏がやってきました。  
しかしながら、例年以上に発生している台風の被害や集中豪雨による被害も多く耳にします。  
熱中症予防もしなければなりませんし、災害による避難も時には免れ得ません。  
ペットボトルの水分補給ならともかく、避難先での水分支給は、できるだけ避けたいものです。

### I. 最新情報（2015年6月1日～2015年6月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年6月 11日	意見	IASB 公開草案「負債の分類（IAS 第1号の修正案）」に対する意見について	平成27年2月10日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「負債の分類（IAS 第1号の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成27年6月10日付けて提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

#### 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## 6. その他

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

(1) 平成26年6月27日、「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正会社法」という)が公布され、平成27年2月6日、改正会社法に対応した「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(以下、「改正法務省令」という)が公布され、改正会社法及び改正法務省令は、平成27年5月1日に施行されたことをご承知の通りです。

また、日本取引所グループでは、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が取りまとめた「コーポレートガバナンス・コード原案」(平成27年3月5日公表)を受けて、「コーポレートガバナンス・コード」が有価証券上場規程の別添として定められました。

コーポレートガバナンス・コードは、平成27年6月1日から適用されています。

今回は、会社法上の大会社を対象にし、旧会社法における監査機関と改正会社法における監査機関とを比較しながら、それぞれの長所短所を再考したいと思います。

なお、公益社団法人日本監査役協会のHP、日本取締役協会のHP、日本公認会計士協会機関紙会計・監査ジャーナルを参照させていただき、適宜、加筆及び抜粋を加えています。適用条文については、改正会社法を「会」と表記しています。

また、本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを、あらかじめ申し添えます。

#### ①監査等委員会設置会社

- a. 監査機関設計・・・監査等委員会(3名以上の取締役。過半数は社外取締役)。《会331条6項》
- b. 常勤者の要否・・・否。
- c. 選任・解任・・・株主総会。《会329条1項、2項、339条1項》
- d. 任期・・・2年(短縮不可)。《会332条1項、4項》
- e. 取締役会での議決権・・・あり。
- f. 業務執行者・・・代表取締役・業務執行取締役。
- g. 重要事項の決定の委任・・・原則として不可。ただし、特別取締役を選定している場合、重要な財産の処分・譲受及び多額の借財について特別取締役への委任は可能。また、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合は一定の事項を除き重要な業務執行の決定を特定の取締役に委任可能。

#### ②監査役会設置会社

- a. 監査機関設計・・・監査役会(3名以上の監査役。過半数は社外監査役)。《会335条3項》
- b. 常勤者の要否・・・要。《会390条3項》
- c. 選任・解任・・・株主総会。《会329条1項、339条1項》

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

- d. 任期・・・4年。《会336条1項》
- e. 取締役会での議決権・・・なし。
- f. 業務執行者・・・代表取締役・業務執行取締役。《会363条1項》
- g. 重要事項の決定の委任・・・原則として不可。ただし、特別取締役を選定している場合、重要な財産の処分・譲受及び多額の借財について特別取締役への委任は可能。

### ③委員会設置会社(指名委員会等設置会社)

- a. 監査機関設計・・・監査委員会（3名以上の取締役。過半数は社外取締役）。《会400条1項、3項》
- b. 常勤者の要否・・・否。
- c. 選任・解任・・・取締役会。《会400条2項》
- d. 任期・・・1年。《会332条1項、6項》
- e. 取締役会での議決権・・・あり。
- f. 業務執行者・・・執行役。
- g. 重要事項の決定の委任・・・一定の事項を除き、重要な業務執行の決定を特定の執行役に委任可能。

### (2) ①と②の比較

②は、少なくとも2名の社外監査役を必要とし、また、社外取締役を選任しない場合は、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を、事業報告への開示に加え、株主総会で説明しなければならないことになりました。《会327条の2》

この点、①を採用することにより不要となります。

また、②の場合、少なくとも3名(2名の監査役と1名の取締役)以上の社外役員を必要としますが、①を採用すると最少2名(社外取締役2名)で済みますので、負担感は減少するではないでしょうか。

さらに、①の任期は2年と②の4年に比べて短いため、将来の会社をめぐる状況に応じた選任が可能となります。

ただし、①についても、人数の違いはあっても、社外役員を選任しなければならないことに変わりありません。社外監査役を社外取締役に横滑りすることを考えるかもしれませんが、選任される側にとっては、監査役と取締役との差は大きいかもしれません。

そして、②を採用する場合、定款変更や諸規程類を整備するコスト等も考慮する必要があります。

平成27年6月29日の日本経済新聞の記事によれば、上場会社200社が①の採用を表明したとありました。

### (3) ①と③の比較

③については、指名委員会及び報酬委員会の設置が監査委員会の設置に合わせて義務付けられています。社外取締役が過半数で構成される各委員会によって役員人事の指名や報酬の決定をされることには抵抗感が強いようで、この制度を採用する上場会社は、平成26年現在59社にとどまっています。(日本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

本取締役協会HPより)

①から③の中では、最もガバナンスが有効に働きますが、その厳しさがメリットにもデメリットにもなりえます。

#### (4) まとめ

改正会社法やコーポレートガバナンス・コードは、市場が求めている、企業のガバナンス強化や意思決定の透明性、経営の迅速化を図り得るいくつかの機関設計を示しています。

会社がどの機関設計を採用するのか。

会社のおかれている環境や状況をかんがみ、その上で最も企業価値を高めうる機関設計を検討する必要があります。

以 上

**【発行元】**

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703